

# 東京慈恵会医科大学大学院学則

## 第1章 目的

- 第 1 条 東京慈恵会医科大学大学院(以下「本大学院」という。)の医学系専攻分野は、臨床医学を中心に基礎医学および社会医学をも含めて優れた研究者の養成を主眼とし、自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力とそれに加えて医学の教育に求められる多様な指導力を養い、その基礎となる豊かな学識を深めることを目的とする。看護学専攻分野については、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学分野における研究・教育能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

## 第2章 大学院の組織および修業年限

- 第 2 条 本大学院に医学研究科を置く。  
第 3 条 本大学院医学研究科に次の専攻と課程を置く。

専攻	課程
医学系	博士
看護学	修士

- 第 4 条 本大学院医学研究科は博士課程および修士課程とする。  
第 5 条 修業年限および在学年数は次のとおりとする。  
(1) 博士課程の修業年限は4年を標準とし、在学年数は8年を超えることができない。  
(2) 修士課程の修業年限は2年を標準とし、在学年数は4年を超えることができない。

## 第3章 学年、学期および休業日

- 第 6 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。  
第 7 条 学年は2学期に分ける。  
前学期 4月 1日から9月30日まで  
後学期 10月1日から翌年3月31日まで  
第 8 条 休業日は次の通りとする。ただし、休業日に講義、演習などを実施することがある。  
(1) 日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律で定める休日  
(3) 本学創立記念日 5月1日  
(4) 高木兼寛先生記念日 10月15日  
(5) 春季休業 4月 1日から4月10日まで  
(6) 夏季休業 7月21日から9月10日まで

## 第4章 収容定員

- 第 9 条 入学定員および収容定員は次のとおりとする。  
(1) 博士課程は入学定員66名、収容定員264名とする。  
(2) 修士課程は入学定員10名、収容定員20名とする。

## 第5章 授業科目および履修方法

第10条 授業科目は次のとおりとする。なお、細目については別に定める。

### 1 博士課程

専攻名	授業科目名
医学系	器官病態・治療学
	成育・運動機能病態・治療学
	神経・感覚機能病態・治療学
	病態解析・生体防御学
	社会健康医学

### 2 修士課程

専攻名	分野名
看護学	成人看護学分野 (急性・重症患者看護学)
	がん看護学分野
	看護管理学分野
	母子健康看護学分野
	地域連携保健学分野

第11条 授業は共通カリキュラムと選択カリキュラムからなる。

第12条 教育上必要な場合には研究科委員会の議を経て、次のことを行うことができる。

- (1) 他の大学院または研究機関において研究指導を受けることができる。
- (2) 夜間その他特定の時間または時期において、授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を受けることができる。

## 第6章 授業科目の履修の認定

第13条 授業科目の履修の認定は試験または研究報告によって行い、その方法は授業科目担当教員がこれを定める。

2 修士課程における他大学院既修得単位認定については、別に定める。

第14条 合格した授業科目については所定の単位を与える。

第15条 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。病気その他の事故のため試験を受け得なかった者のために追試験を行うことがある。

## 第7章 課程の修了

第16条 各科目に対する単位数は次の基準によって計算する。

### (1) 博士課程

①講義に対しては1時間の講義について2時間の学習を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義を1単位とする。

②演習に対しては毎週2時間15週の演習を、実習に対しては毎週3時間15週の実習を1単位とする。

### (2) 修士課程

①講義・演習は15から30時間を1単位とする。

②実習は30から45時間を1単位とする。

第17条 博士課程に4年以上在学して医学研究ならびに医学教育に関する授業を合計30単位以上履修するとともに、研究指導を受けて独創的研究に基づく学位論文を提出し、学位論文の審査および最終試験に合格することを以て博士課程の修了とする。ただし、優れた研究業績を上げた者については在学期間を3年以上とすることができる。

- 2 博士課程において単位を取得したのみで退学した者も入学より8年以内の場合、学位論文の審査および最終試験を受けることができる。
- 3 修士課程に2年以上在学し、看護学研究ならびに看護教育に関する授業を合計30単位以上履修し、かつ必要な研究指導を受け看護学特別研究の学位論文の審査および最終試験に合格することをもって修士課程の修了とする。

## 第8章 学位論文審査および最終試験

- 第18条 学位論文は指導に当たった授業科目担当教員を通じ、所定の書類および手数料を添えて研究科委員会に提出しなければならない。
- 第19条 論文審査は、論文を受理した後6ヶ月以内に終了するものとし、最終試験は論文を中心としてこれに関連ある科目の学識と研究能力について筆記または口頭で行うものとする。この論文審査および最終試験は研究科委員会により選出された委員で組織する学位論文審査委員会が行い、学位論文審査委員長はその結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会はその報告に基づいて可否を決定する。
- 第20条 博士課程の課程を経ないで学位論文を提出する者は、同課程を経て学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、且つ医学に関し同様に広い学識を有することが試験により確認された者でなければならない。その試験は口頭または筆記で行い、外国語（英語）を課すことを原則とする。

## 第9章 学位およびその授与

- 第21条 学位は博士（医学）（東京慈恵会医科大学）と  
修士（看護学）（東京慈恵会医科大学）とする。
- 第22条 学位は次に該当する者に授与される。
- (1) 博士（医学）
    - ①本大学院医学研究科博士課程を修了した者
    - ②大学院医学研究科博士課程の課程を経ないで学位論文を提出し、その審査および試験に合格し、大学院医学研究科博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると研究科委員会で認められた者
  - (2) 修士（看護学）  
修士課程の学位は次に該当する者に授与される。
    - ①本大学院医学研究科修士課程を修了した者

## 第10章 入学、退学、休学、転学

- 第23条 入学の時期は学年のはじめとする。
- 第24条 博士課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者（原則として医学・歯学または獣医学、薬学（6年制）の課程を修了した者および大学院修士課程を修了した者）
  - (2) 学位授与機構で学士（医学・歯学または獣医学、薬学（6年制））または修士の学位を授与された者
  - (3) 文部科学大臣の指定した者
  - (4) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者または大学院委員会が認めた者
  - (5) 外国の大学その他の外国の学校<sup>\*1)</sup>において、修業年限が5年以上である課程を修了すること<sup>\*2)</sup>により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- \*1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関

の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。

\*2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものにおいて課程を修了することを含む。

(6) 臨床に直接かかわる授業細目を選択する者は、原則として医師の免許を有し、2年間の臨床研修を修了した者とする。

2 修士課程に入学できる者は次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士または学士相当と認められた者で、看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、入学時に3年以上の看護関連の実務経験を有する者とする。

(2) 看護系大学を修了した者

(3) 看護師、保健師、助産師のいずれかの免許を有し、外国において学校教育法における16年の課程を修了し、大学院委員会が認められた者

第25条 博士課程の入学は志願者の学力、人物について選考の上、学長が許可する。選考の方法は一般入試、社会人入試とし研究科委員会がこれを定める。

2 修士課程の入学は志願者の学力、人物について選考の上、学長が許可する。選考の方法は研究科委員会がこれを定める。

第26条 入学志願者は、所定の入学願書に資格証明書、写真および入学検定料を添えて提出しなければならない。なお、入学検定料は別に定める。

第27条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに、誓約書およびその他所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 前項誓約書において独立の生計を営む成人1名を保証人に定める。

3 保証人は本人在学中のすべてのことについて責任を負わなければならない。

第28条 医学研究科長は前条に定める入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

第29条 事情により退学する者は、保証人連名の退学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て研究科長の許可を得なければならない。

第30条 疾病その他やむを得ず休学するときは、事由を記入した休学願を研究科長に提出し、研究科委員会の議を経て研究科長の許可を得なければならない。

2 疾病その他の事由によって学習することが不相当と認められる場合には、研究科長は休学を命ずることがある。

3 休学期間は通算して2年を越えることができない。

4 休学期間はこれを在学年数に算入しない。

5 博士課程における1年未満の休学期間は期間の長短にかかわらず、1年として計算する。

6 修士課程については半期ごとの休学を認める。

第31条 他の大学院から本大学院へ転入を志願する者については、本研究科委員会において選考の上、研究科長がこれを許可することがある。

第32条 本大学院から他の大学院へ転学を志願する者は、授業科目担当教員を経て研究科委員会の承認を得、研究科長の許可を受けなければならない。

## 第11章 授業料および入学金

第33条 博士課程に入学を許可された者は、左記により入学の手続きと同時に授業料および入学金を納めなければならない。

(1) 博士課程の授業料は年額400,000円、入学金は100,000円とする。

(2) 授業料は前期に全納するか、または次の2期に分けて納めなければならない。

前期 200,000円 納期 4月30日まで

後期 200,000円 納期 10月31日まで

(3) 単位未取得により標準修業年限をこえた場合は前項に準じて授業料を納めなければ

ばならない。

- 2 修士課程に入学を許可された者は、左記により入学の手続きと同時に授業料および入学金を納めなければならない。

(1) 修士課程の授業料は年額800,000円、入学金は200,000円とする。

(2) 授業料は前期に全納するか、または次の2期に分けて納めなければならない。

前期 400,000円 納期 4月30日まで

後期 400,000円 納期 10月31日まで

(3) 標準修業年限をこえる授業料については学期ごとに半額とする。

第34条 一旦納入した学費は理由の如何にかかわらず一切返還しない。

## 第12章 外国人特別学生および聴講生、研究生、科目等履修生、長期履修生

第35条 本大学院医学研究科へ入学を志願する外国人で、外務省在外公館または本邦所在の外国公館の紹介のある者は、第24条の規程にかかわらず選考の上、外国人特別生として入学を許可することがある。外国人特別生は定員外とする。

第36条 特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、選考の上聴講生として入学を許可することがある。

第37条 博士課程の聴講生として入学を志願し得る者は次に該当する者とする。なお、入学の手続き、入学金、聴講料については別にこれを定める。

1. 修業年限4年以上の大学を卒業した者

2. 右と同等以上の学力があると認められた者

第38条 博士課程の研究生、修士課程の聴講生および博士課程、修士課程の科目等履修生、長期履修生に関する事項は別にこれを定める。

## 第13章 運営組織および教員組織

第39条 本大学院医学研究科に研究科長を置く。本研究科長は原則として学長がその任にあたる。なお選考の規程は別に定める。看護学専攻修士課程専攻長は研究科長が指名する。

第40条 本大学院医学研究科の授業担当教員は東京慈恵会医科大学教授でかつ別に定める基準により選考される。なお、准教授および講師をこれにあてることができる。

第41条 本大学院に研究科委員会を置く。研究科委員会は研究科委員会（博士課程）と研究科委員会（修士課程）で構成する。

- 2 研究科委員会（博士課程）と研究科委員会（修士課程）のそれぞれの委員長は研究科長が指名する。

3 研究科委員会（博士課程）は研究科授業担当教授をもって組織する。

4 研究科委員会（修士課程）は授業担当教授、授業担当准教授をもって組織する。

第42条 研究科委員会の委員長は研究科長がその任にあたる。

第43条 研究科委員会は次の事項を議決する。

(1) 研究科の授業担当者の選考に関する事項

(2) 研究科の教育課程に関する事項

(3) 入学、修了、退学、休学などに関する事項

(4) 試験に関する事項

(5) 学位論文審査並びに最終試験に関する事項

(6) 研究科長の諮問事項に関する事項

(7) その他学事に関する事項

第44条 本大学院の各課程に大学院委員会を置き、大学院の重要事項を審議する。

第45条 博士課程の大学院委員会は、研究科長、研究科委員5名以上をもって構成し、オブザーバーを置くことができる。

- 2 修士課程の大学院委員会の運営規程は別に定める。

第 4 6 条 大学院委員会の委員長は研究科長が指名する。

#### 第 1 4 章 研究指導施設

第 4 7 条 本大学院医学研究科に研究室および実験、実習室を置く。必要に応じ医学部および大学附属病院の施設を用いる。

#### 第 1 5 章 厚生保健施設

第 4 8 条 厚生保健施設については東京慈恵会医科大学学則第 4 8 条を準用する。

#### 第 1 6 章 賞罰

第 4 9 条 賞については別にこれを定める。

第 5 0 条 本学の規則に違反し、または大学院生としての本分に反する行為をした者は研究科委員会の議を経て研究科長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。
- 3 懲戒の手續等については、別に定める。

附 則 本学則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。